

## 耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の公表について

### 1. 概要

東日本大震災での甚大な被害をうけ、耐震改修促進法が平成25年11月に改正され、特定の建築物について耐震診断の実施と報告および特定行政庁による診断結果の公表が義務化され、これまで耐震診断の促進に向けた取組みを進めてきた。この度、当初計画として都が定める公表時期にあたり、法律に基づき以下の建築物について診断結果の公表を実施する。

### 2. 診断結果を公表する対象建築物について

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建築された建築物のうち以下に示すもので、10,000㎡以下の建築物(※10,000㎡を超える建築物は、所管の都が公表を実施予定)

#### (1) 要緊急安全確認大規模建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・86棟

##### ①不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ・病院、店舗、旅館等で3階以上かつ床面積5,000㎡以上(1棟)
- ・体育館で床面積5,000㎡以上(0棟)

##### ②避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ・老人ホーム等で2階以上かつ床面積5,000㎡以上(0棟)
- ・小学校、中学校で2階以上かつ床面積3,000㎡以上(85棟)  
※内、区有施設：小学校25校(61棟)、中学校6校(21棟)  
全て補強済み 補強後の耐震強度を公表予定
- ・幼稚園、保育所等で床面積1,500㎡以上(0棟)

##### ③一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等で床面積5,000㎡以上(0棟)

#### (2) 要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)・・・・166棟

### 3. 診断結果公表までの取り組みについて

#### ○平成25年～平成27年

診断未着手、診断結果未提出建築物所有者へ個別の連絡、通知、指示書を送付

#### ○平成27年5月

特定緊急輸送道路沿道建築物のうち未診断建築物の公表

※「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき都が公表

#### ○平成29年10月

診断済建築物：所有者に対し診断結果公表実施の通知および公表内容の確認依頼

診断未実施建築物：所有者に対し指導文書の発送

(H30.3 末まで未実施建築物は命令を行い、命令した旨の公表を予定)

#### **4. 公表内容について**

公表の内容は以下のとおり

①建築物の名称

②位置

③主たる用途

④診断方法の名称

⑤診断結果（耐震強度を表す指標 IS 値等）

※既に耐震改修を実施済の建築物については、補強後の IS 値等

⑥診断改修等の予定

※既に耐震改修を実施済の建築物については、改修実施時期

#### **5. 公表予定日**

平成 30 年 3 月末（予定）

※詳細日時は、同時公表を予定している都と現在調整中

#### **6. 公表方法**

区ホームページ（建築物所有者へは個別に文書にて通知予定）